

## 山梨県病虫害防除機具貸付要綱

### (趣旨)

第1条 病虫害防除所に保管する病虫害の防除機具(以下「防除機具」という。)の貸付は、この要綱の定めるところによる。

### (貸付先)

第2条 病虫害防除所長(以下「所長」という。)は、病虫害のまん延を防止するために必要があるときは、市町村長に対して防除機具(運搬用の車両を含む。以下同じ。)を貸し付けることができる。

2 所長は、必要があると認めるときは、市町村長以外の者に対して防除機具を貸し付けることができる。

### (申請)

第3条 防除機具を借り受けようとする者は、防除機具借受申請書(第1号様式)を所長に提出しなければならない。

2 所長は、必要があると認めるときは、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

### (貸付)

第4条 所長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該書類を審査し、貸付を承認するか否かを決定し、承認する場合にあっては、使用貸借契約書(第2号様式)により契約を締結し、承認しない場合にあっては、書面によってその旨を申請者に通知しなければならない。

### (貸付期間)

第5条 防除機具の貸付期間は、所長の定めるところによる。

2 所長は、借受人の申請により貸付期間を更新することができる。

3 借受人は、前項の規定により借受期間の更新を申請しようとするときは、防除機具借受更新申請書(第3号様式)を第3条の規定に準じて所長に提出しなければならない。

4 所長は、前項の申請書を受理したときは、貸付を更新するか否かを決定し、承認する場合にあっては、あらためて使用貸借契約書(第2号様式)により契約を締結し、承認しない場合にあっては、書面によってその旨を申請者に通知しなければならない。

(引渡)

第6条 防除機具の引渡しは、第4条の規定による使用貸借契約書で指定する期間及び場所において行うものとする。

(借受人の義務)

第7条 借受人は、借り受けた防除機具の管理責任者を定め、保管管理しなければならない。

2 借受人は、借り受けた防除機具を他に転貸してはならない。

第8条 借受人は、借り受けた防除機具を滅失又はき損したときは、遅滞なく書類をもってその旨、事由を詳細に所長に報告しなければならない。

2 前項の原因が火災又は盗難に係るものであるときは、滅失又はき損の事実及び事由を証する関係官公署の発行する証明書を添えるものとする。

第9条 借受人は、その責に帰すべき事由により、借り受けた防除機具を滅失又はき損したときは、所長の指示に従い、これを補てん若しくは修理又は損害を賠償しなければならない。

第10条 借受人は、防除機具使用中の人身事故発生の場合、その一切の責任を負わなければならない。

(返納)

第11条 借受人は、借り受けた防除機具を借受期間満了の日(以下「返納日」という。)までに第4条に規定する使用貸借契約書により指定された場所に返納するとともに、返納届(第4号様式)を所長に提出しなければならない。

第12条 所長は、緊急に防除機具を必要とするときは、返納日前においても期日及び場所を指定して返納を命ずることができる。

第13条 所長は、借受人がこの規定に違反したときは、返納日前においても期日及び場所を指定して返納を命ずることができる。

(費用の負担)

第14条 防除機具の引取、管理保全及び返納に要する一切の費用は借受人の負担とする。

(実績報告)

第15条 借受人は、借り受けた防除機具の返納の際、防除事業実績報告書(第5号様式)を所長に提出しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に所長が定めるものとする。

附則

この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成27年8月1日から施行する。